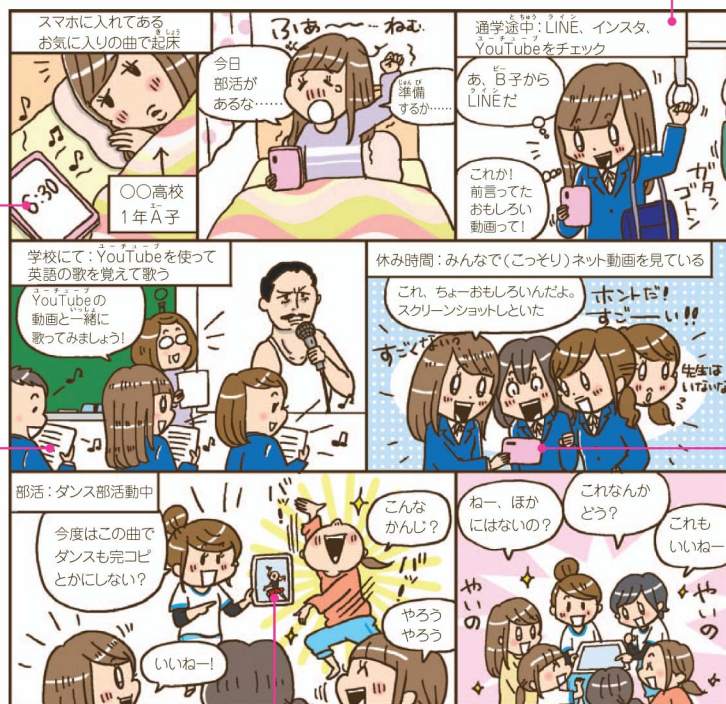


身のまわりには 著作物がいっぱい

1 スマホで聞くことのできる音楽は、その曲を作った人には著作権が、曲を歌った（演奏した）人と音源として制作した会社には著作権隣接権（10ページ参照）があります。

2 動画などのリンクをコピーして、ほかの人に送るのは違法ではありません。



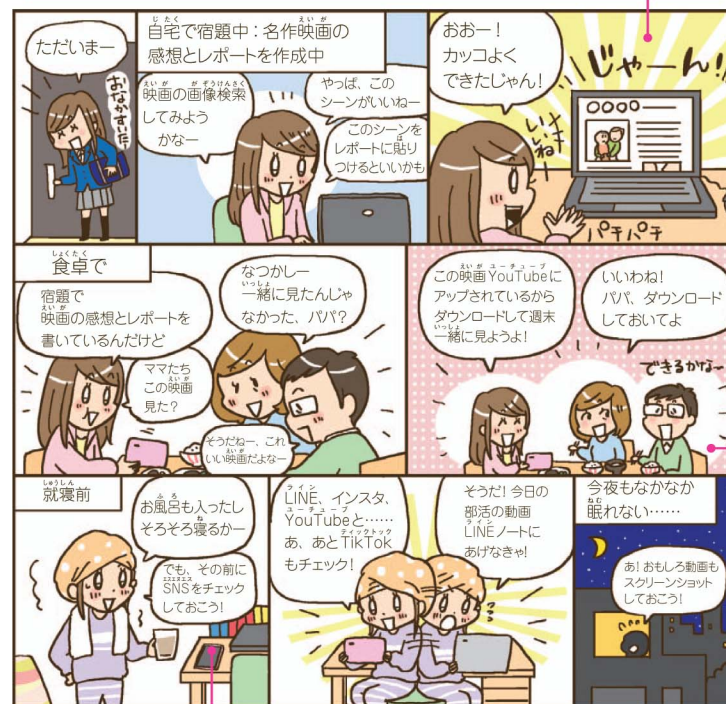
3 YouTube上の動画や曲は著作権で保護されていますが、例外的に授業の中で教材などとして使うことが認められています。歌詞などをコピーして配付することも違法にはなりません。

5 楽曲は①で説明しているとおり、著作権で保護されていますが、文化祭でのダンスの発表など、観客からお金をとらないような場合は、無許可で使うことが認められています。

4 著作権で保護されている動画のスクリーンショットをとっても、自分のメモのためにするのであれば違法にはなりません。

著作権で保護される創作物は、私たちの周囲にあふれています。ある高校1年生の女の子の1日を例にとって、おもにインターネットに関係する著作物について見ていきましょう。

6 映画も著作権で保護されていますが、学校の宿題のレポートなどで、その一部をコピーすることなどは認められています。ただし、授業に関係するしないに関わらず、ほかの人が発表している映画のレビューなどを勝手に使うと、その人の著作権を侵害することになることは覚えておきましょう。



8 動画共有サイトやSNS上には、違法にアップロードされた動画や画像、音楽などが存在しています。違法だと思ふものは視聴をさけましょう。

この中には
たくさんの人が
創作した作品が
入ってるんだ



7 動画を勝手に違法な手段でダウンロード、つまり複製することはやめましょう。

著作権を使いたい と思ったら

許可をとらずに著作物を使えるのはどんな時？

著作権の保護期間の切れたもの、著作権の承継者不在のもの、著作権者が権利を放棄したものはパブリックドメインといって、自由に使うことができます。ただ、それ以外の著作物を使う時にすべて許諾が必要となると、個人で作品を楽しんだり学校で教材として使ったりする時に、制限がありすぎて大変です。そのため、法律における保護の対象外ということで、例外的に、許可をとらなくても著作物を自由に利用できるケースが定められています。私たちの身近なものの中では、おもに以下のような場合、許可なくその作品を使うことができます。

私的使用のための複製(私的複製)

自分や家族が使用するためなら複製していいので、テレビ番組の録画などはOK。ただ、その録画データを友人に貸すのは家庭内の範囲以外になってしまうため、NG。私的使用であつたとしても「誰もが使用できる自動複製機を使っての複製」「コピーガードを外しての複製」「違法ダウンロード」はNG。

学校その他の教育機関における複製

教師または生徒が授業で使用する目的の場合は、必要な範囲内でOK。ただし、ドリル・ワークブックの複製や授業の目的を超えた放送番組のライブラリー化などは著作権者の不利益につながるおそれがあるのでNG。

付随対象著作物の利用(写りこみ)

動画や写真を撮る際に、風景の中にあつた絵や店内を流れている曲など、たまたま他人の著作物が入りこんでしまい、それをとりのぞくことがむずかしい場合はOK。

図書館などにおける複製

公共図書館での本や資料は1人につき1部ならば複製はOK。ただし、本のすべてを複製することはNG。

引用

公表された著作物は、以下のルールを守れば引用として利用が可能。

- 自分の著作物が「主」で、引用が「従」となるような内容と分量であること
- 報道、批評、研究など、目的が正当で引用を必要とすること
- 文章の場合、括弧でくるなど、どこが引用部分かわかりやすいこと
- タイトルや著者名、ウェブサイトのURLなど、どこから引用したかを明確にすること
- 文章の引用のケースが多いが、美術品を批評する場合などは、画像の引用も可能。

営利を目的としない上演など

金銭上の利益を目的とせず、出演者の報酬がないこと、入場料をとらないことを条件に、著作物の演奏や上演、上映、口述(読み聞かせなど)をすることはOK。

公開の美術の著作物などの利用

建築物や公園にある銅像など、屋外に設置されている美術品は撮影したり、放映したりしてOK。

著作物を見たり聞いたりするだけでなく、ネット上で公開するなどの方法で利用したいと思ったら、著作権の許諾が必要です。許可なく使える場合と許可をとる方法について見ていきます。

許可をもらうためには何からすればいいの？

では、実際に著作物を使うための許可のとり方について説明しましょう。手順としては、以下のとおりになります。

ステップ 1

その作品は日本で保護されているもの？

著作権の内容は、各国の著作権法で定められており、どのような作品を保護するかも、各国の著作権法で決められています。海外の作品であっても日本で作品を利用する場合、日本の著作権法に従います。作品が日本の著作権法で保護されているものか、まず確認をしましょう。目安としては、以下のものは日本で保護されているものとなります。

- 日本国民が作った著作物
- 日本国内で最初に発行された著作物
- 条約によって日本が保護する義務をもつ著作物

日本の著作権で保護されているかわかったら、ステップ2へ進みます。

ステップ 2

著作権の保護期間内のもの？

9ページで説明した保護期間を確認します。著作権が消滅した著作物は、社会全体の共有財産として自由に利用できます。保護期間内であればステップ3へ進みます。



ステップ 3

特別に使える作品ではない？

著作物は特別な条件(12ページで解説)を満たせば、許可をとらずに利用することができます。この条件にあてはまらない場合はステップ4に進みます。

ステップ 4

著作権の利用許諾をもらう

許諾が必要だとわかったら、著作権をもっている人を調べて許可をもらいます。本やCD、DVDなどの場合は、それらの発売元に問いあわせるといいでしょう。利用の許諾をとる時には、その作品の利用方法をできるだけ詳しく伝えます。ただし、個別の問いあわせには応じていない場合もあります。

ちよさくけん
著作権
Q&A
しちょうへん
視聴編

ここからは、ネット動画を視聴する時に関係する著作権の問題について取りあげます。気になるがちな事例ごとに見ていきましょう。



Q

ネット上にある動画で
違法なものはない？
見ているだけなら大丈夫？

A 違法なものもあるけれど、見るだけなら大丈夫。
けれども動画のダウンロードは×。

動画共有サイト上には、著作権者が自分で公開したものや宣伝のために公開したもの、著作権者が知らないうちに投稿されたものなど、様々な動画があります。そのため、それが合法のものなのか違法のものなのかを見極めるのはむずかしいのが現状です。実際に違法投稿されたものも存在しますが、そうした違法動画を取りまることが追いついていない状況ともいえます。

著作権法では、著作物を投稿したり配信したり複製したりといった「利用」をした場合に著作権侵害となるのであって、見たり聞いたりするだけの「使用」では侵害になりません。ただ、違法投稿された動画を見ることは、著作権者に正当な利益がいかないということを意味するので、正しい方法で見るように心がけたいですね。

ちなみに、違法・合法に関わらずダウンロードすると「複製」になります。著作権の許諾を得ずに複製をすれば、12ページで紹介した例外をのぞき著作権法違反となるので覚えておきましょう。

